

第9回日南市農業委員会総会議事録

1 開催日時・・・令和7年2月28日（金）

午前9時28分から午前11時55分

2 場 所・・・市役所別館2階会議室4

3 出席委員・・・農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 13名

4 欠席委員・・・なし

5 議事

議案第1号 農地法第3条の許可申請について

議案第2号 農地法第5条の許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 非農地判断について

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

6 農業委員会事務局 田中局長・水元・野上・藏富・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:28	議 長	皆さん、おはようございます。ただ今から、第9回日南市農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席農業委員は19名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に13番の酒井浜子委員、16番の池田秀敏委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして、事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。以上でございます。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第7号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますので、お願いいたします。本人からの取り下げ申請が、5件ありましたので、削除をお願いします。まず、総会資料1ページ、議案第1号、農地法第3条の許可申請、受付番号1番、総会資料2ページ、議案第2号、農地法第5条の許可申請、受付番号7番から9番の3件、総会資料14ページ、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、受付番号12番につきまして削除をお願いします。また、総会資料13ページ、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、受付番号8番につきまして、所有者と事業計画者が反対になっておりますので、申し訳ありませんが、矢印で反対として修正をお願いします。 それでは、ただ今議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。まず、総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、農業委員会に対し申請がありました5件について、農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が4件で、受付番号2番、6番は経営規模拡大のため、受付番号4番は経営移譲のため、受付番号5番は新規農業経営のためとなっております。使用貸借権が1件で受付番号3番は、規模拡大のためとなっております。 次に総会資料2ページです。議案第2号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請がありました8件について意見を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が8件で受付番号1番から4番、6番、10番、11番は、植林のため、受付番号5番は、一般個人住宅用地のためとなっております。 次に総会資料3ページ、4ページです。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により農業委員会の決定が必要でありますので、5件について審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が5件となっております。

	事務局	次に総会資料５ページから７ページです。議案第４号、農用地利用集積等促進計画につきまして、市が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の意見を聴く必要がありますので、１１件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が１１件となっております。 次に総会資料８ページです。議案第５号、非農地証明願について証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました２件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか審議していただきますよう提案いたします。受付番号１番、２番は、１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、非農地として証明するものであります。 次に総会資料９ページから１２ページです。議案第６号、非農地判断について、農地法第３０条第１項の利用状況調査により、再生利用が困難な農地を非農地として判断するため、審議に付す必要があることから、１１３件について審議していただきますよう提案いたします。 次に総会資料１３ページ、１４ページです。議案第７号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、日南市長から当農業委員会の意見を求められていますので、１４件について審議していただきますよう提案いたします。内容については、農用地区域からの除外が８件、農用地区域への編入が６件となっております。詳細については、農政課の担当者が説明いたします。
	農政課	農政課の宇都です。よろしくお願いします。本日は、８件の除外と６件の編入の案件についてご審議の程、よろしくお願いします。事前に、担当地区の委員の方々と南那珂農林振興局の担当者と現地確認を行い、変更内容について協議を済ませております。農業振興地域の変更につきましては、原則として５年に１回の全体見直しで行うこととなっておりますが、ただし個別案件につきましては、経済事情の変動等により変更の必要が生じたものについては、個別見直しで変更をすることが可能となっております。本市では、４～５月と１０月～１１月の年２回、変更要望の受付期間を設けており、今回の案件については、令和６年１０月～１１月に受付をしたものとなっております。なお、中山間等の補助事業に関係する案件については随時柔軟な対応を行っているということでご理解願います。本日の案件につきましては、議案の１３ページと１４ページに記載のとおりとなっております。除外案件につきましては、ほとんどが植林となっております。植林以外の案件につきましては、受付番号５番は、事業目的が宅地となっておりますが、申請地は既に一般住宅の宅地の一部として利用されているということで、土地家屋調査士の現場確認のもと字図の一部にずれがあったと

10:17	農政課	いう判断であったため是正するものです。受付番号14番につきましては、既存施設の拡張という記載がありますが、隣接する土木事業所の拡張用地として一部転用したいということでございます。 編入案件につきましては、受付番号4番が改植事業に取り組むということで、それ以外の編入案件につきましては、次年度からの中山間直接支払制度に取り組む予定の農地となっております。これらの案件につきましては、除外、編入の要件を満たしており、問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	事務局	以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今、説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場は、事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。東郷・鶴戸地区と南郷地区が、会議室5、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、会議室6になります。細田・大窪地区、北郷地区につきましては、会議室7になります。以上の会場をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始いたします。地区別審査会は、午前10時10分をめぐりに終了し、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。 地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号2番につきまして担当委員より報告願います。
	金 丸	4番の金丸です。受付番号2番について説明します。2月27日、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。申請地は、酒谷2区、国道222号線沿いにある酒谷郵便局から東に100mのところにあります。譲受人はハウスきゅうりや水稻を栽培する農業法人で規模拡大することです。ご審議よろしくお願い申し上げます。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号3番につきまして担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号3番について説明します。2月27日に譲受人立会いのもと現場調査をしました。申請地は、坂元棚田の下側の駐車場の正面に位置する一角です。地目は、畑で面積は519㎡の農地です。坂元棚田の一角を貸農園、レンタル棚田と呼称しますが、利用者を募集し、農業体験の場として活用すべく申請するものです。昨年9月にレンタル棚田の案件があがりましたが、今回も同様の内容で申請地も昨年の申請地に隣接する一角です。今回の申請はレンタル棚田の規模拡大が目的です。レンタル棚田は、譲受人が農園に関する農業経営を自ら行い、利用者である都市住民が農作業を体験するために農園に入園することとなっています。また、譲受人が地域の水利調整に協力し、草刈り等の管理は譲受人が代表を務める地元の団体が行いますが、利用者にも参加していただくことで地域との調和を図ることになっています。本件を総合的に勘案し、許可妥当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号4番につきまして、担当委員より報告願います。
	木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号4番について説明します。譲受人立会いのもと2月23日に現地を確認しております。申請地は、高速道路のそばに酒造会社がありますが、その上流側の一角です。8畝の三角の田んぼで、果樹等が植栽し管理されています。譲渡人は兄で話がまとまったようです。譲受人は宮崎に仕事をもっておられますが、こちらに帰ってこられ管理をされています。何も問題ないと思います。
	議 長	続きまして、受付番号5番につきまして、担当委員より報告願います。
	田 中	18番、田中です。受付番号5番について説明します。2月23日に譲渡人、譲受人に電話確認し、申請地の確認をしました。申請地は、潟上小学校から2kmほど串間方面に行きますと潟上神社があり、市木に抜ける県道を300mほど行き、左側に上がる霧島林道を1km行った山の中腹にある果樹園です。譲渡人の夫が昨年亡くなられて、管理ができないということで、買い手を探しておられました。申請地は1haほどあり、新規で農業経営するには少し広いのですが、譲渡人の夫がアボカド栽培をされていた時に、アボカド栽培について勉強をされていた譲受人が新規に農業をされるということです。問題ないと思います。ご審議方よろしく願います。

10:25	議 長	続きますて、受付番号 6 番についてですが、加藤委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願いいたします。それでは、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	池 田	16 番、池田です。受付番号 6 番について説明します。2 月 27 日、申請地に赴き調査確認しました。2 月 23 日に譲渡人、2 月 24 日に譲受人に面会し、申請内容を確認しました。申請地は、南郷ハートフルセンター北側の耕地整備された新開地区の西側に位置する農地であります。譲受人は申請地に隣接する農地も複数所有しており、経営規模拡大ということで問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。
	議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号、受付番号 6 番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号、受付番号 6 番は、許可することに決定しました。ここで加藤委員の退席を解きます。
	議 長	それでは、受付番号 2 番から 5 番までの報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、受付番号 6 番を除く、議案第 1 号について許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、受付番号 6 番を除く、議案第 1 号は許可することに決定しました。
	議 長	次に議案第 2 号、農地法第 5 条の許可申請について、8 件の審議をお願いします。 それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	7 番、山口です。受付番号 1 番について説明します。申請地は、飢肥楠原山ノ口地区の覆盆子鶴です。申請地は、国道 22

	山 口	2号線と広域農道が交差する山ノ口交差点から串間方面に2km行ったところの下り坂から100m進んだ右側の小高い丘のところになります。2月24日、譲渡人と譲受人に連絡し、譲受人と現地調査をしました。譲渡人は平成31年に亡父から相続した山林ですが、後継者もおらず、病気がちなので山の管理ができないので、譲受人に購入を依頼したものです。譲渡するにあたり転用の追認申請が必要であることが判明し、今回の申請に至ったとのこと。始末書も添付されています。譲受人は、林業をされている方で、今後造林計画書に沿って、管理されるとのこと。周辺は、山林化しており、影響を与える農地はありません。特に問題ないと判断しました。ご審議方よりお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番から4番につきまして、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥酒谷地区農用地利用最適化推進委員の神原です。まず、受付番号2番について説明し、受付番号3番、4番については申請内容が類似しているため続けて説明します。2番については、2月27日に譲受人立会いのもと現地調査を行いました。申請地は道の駅酒谷から坂元棚田に向かう途中にある酒谷6区公民館から西側の農道を2kmほど進んだところに位置します。申請されているのは、隣接した5筆、計約2700㎡です。地目は、畑となっていますが、現状は、杉が植林されています。平成28年に譲渡人が相続した際にはすでに植林されていたとのことで、今回の所有権移転に際し、無断転用が発覚しました。譲渡人からは始末書が添付されています。譲受人から造林計画書が提出されています。周囲に農地はなく、農地利用が困難な土地です。転用許可は、妥当であると判断しました。 続いて受付番号3番、4番について説明します。2月27日譲受人立会いのもと現地調査をしました。申請地は、日南ダムの南側に位置する山の斜面です。受付番号3番は、隣接した3筆、計3700㎡で地目は、1筆が田、2筆が畑となっています。令和5年に譲渡人が当該地を相続した際にすでに杉が植林されており、今回の所有権移転の際に無断転用が発覚しました。譲渡人からは始末書が添付されています。 続いて4番ですが、地目は畑の約2000㎡の農地です。昭和58年に譲渡人が相続した際には既に杉が植林されており、今回の所有権移転の際に無断転用が発覚し、譲渡人からは始末書が添付されています。両案件の譲受人からは造林計画書が提出されています。周囲に農地はなく農地利用は困難な土地です。転用許可は妥当であると思われます。ご審議のほどよりしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号5番につきまして、担当委員より報告願います。

山 本	12番、山本です。受付番号5番について説明します。2月21日現地調査をしました。申請地は、戸高二丁目です。譲渡人は、高齢のため管理ができず、手放すとのことです。譲受人は、建売業者で申請地に3棟を建築して、販売する計画です。なお、建築にあたり、隣接地はブロック塀で囲い、土砂等の流出を防ぎ、雑排水、汚水等は、合併浄化槽にて処理し、道路側溝へ排出する計画です。周囲に農地はありません。許可妥当と判断しました。以上ご審議よろしくをお願いします。
議 長	続きまして、受付番号6番につきまして、担当委員より報告願います。
井上(友)	2番、井上です。受付番号6番について説明します。2月23日に譲渡人に電話で確認し、2月24日に譲受人と現地確認しました。申請地は、給食センターから飢肥に抜けて、100mくらいにある橋を右へ曲がり、100m下ったところです。給食センターの真裏下あたりになります。50年ほど前はみかん畑でしたが、鳥獣被害により譲渡人の父が植林されたそうです。始末書も添付されています。譲渡人は、高齢で管理ができないため、譲受人に譲渡することになり、今後は山林として管理されとのことです。問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号10番につきまして、担当委員より報告願います。
南	吾田、油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号10番につて説明します。申請地は、日南クリーンセンターの入口の左手になります。2月25日、譲受人の父親立会いのもと現地調査をしました。この申請地は、譲受人が2年前に個人住宅を建てた隣の畑になります。譲渡人から購入を依頼され、購入することになったとのことです。申請地西側は、竹林であり日当たりも悪く、鳥獣被害もあり、畑として管理することができず、クヌギを植林することにしたそうです。すでに苗木を購入済で、4月には植林する計画です。問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号11番につきまして、担当委員より報告願います。
杉 本	10番、杉本です。受付番号11番について説明します。2月23日に譲渡人は県外在住のため電話で確認し、譲受人立会いのもと現地調査をしました。申請地は、萩之嶺東下中のガソリンスタンドから大窪方面へ300m進み、右側にある資材置場の裏になります。譲渡人が、県外在住のため管理ができず、財産処分をしたいとのことを譲受人に相談したところ今回の申

10:34	杉 本	請となったとのことです。既に30年生の杉が植林されており、伐期がきたら伐採し、杉を植林し適切に管理していきたいとのことでした。譲渡人の亡父が、転用許可が必要なことを知らずに植林したとのことで、始末書も添付されています。転用許可は妥当と判断しました。ご審議方よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は、原案どおり許可相当することに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転について5件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番について説明します。2月27日に譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷2区、酒谷支所周辺に広がる農地の一部です。譲受人は、ハウスきゅうりや水稻を栽培する農業法人です。問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。2月25日、譲受人に聞き取りし、現地確認しました。申請地は、県道28号線の益安交差点から50mほど北郷方面に走り、左に曲がり、50m行ったところに位置します。譲渡人は、宮崎在住で、数十年前に親から相続しましたが、今後、子供も管理できないので、土地改良区に数年前から譲受人を探してほしいとの相談がありました。現状は、水田を購入する人はなかなかいない現状ですが、今回は、譲受人が認定新規就農者で米作の希望がありまして、農業経営基盤強化促進法により所有権移転します。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

	議 長	続きます、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	井上（英）	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号3番について説明します。2月24日に譲受人と現地で確認をしました。申請地は、大窪神社裏手の道を約300m行った柑橘園地帯にあります。譲受人は、大規模な柑橘生産者で、約7年前に申請地を借りて柑橘の生産をしています。譲渡人は、施設に入所されており、後継者もおらず、財産整理のため、譲受人に相談されました。現在も管理は適切に行っており、問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
	議 長	続きます、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号4番について説明します。2月24日に現地を確認しています。譲渡人は、宮崎在住なので、電話で確認しました。申請地は、北郷インターの河川側の3筆の農地です。以前は、他の方に耕作を依頼されていました。譲渡人は譲渡の希望があり、今回の契約となったようです。譲受人は、認定農家で、田んぼもきれいに管理をされています。何も問題ないと判断します。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	続きます、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	田 中	18番、田中です。受付番号5番について説明します。2月23日に譲渡人、譲受人に電話で確認し、現地を確認しました。申請地は、潟上小学校から4kmほど北方南郷線を串間方面に行くと潟上中地区の伊崎野集落があります。その集落の公民館から右に上がる道を200m行ったところが今回の申請地になります。譲渡人は、高齢で病気をされており、後継者もないということで買い手を探していましたが、近隣でハウス金柑を主に経営している譲受人と話がまとまり今回の申請となったようです。認定農業者で問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	ただ今、各担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号について、計画に同意される方の挙手をお願いします。

10:40	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号は同意することに決定しました。
	議 長	次に議案第4号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について11件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	4番、金丸です。受付番号1番について説明します。2月27日に現地確認しました。申請地は、酒谷4区の農地の一部です。農地バンクの案件で問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2、3番について担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津農地利用最適化推進委員の南です。受付番号2番、3番について説明します。申請地は、下隈谷地区で県道234号線を日南方面から南下し、介護施設を過ぎて左折し、下隈谷山王線を2kmほど行った左側の水田で、受付番号2番が3筆、受付番号3番が1筆になります。2月22日貸付人立会いのもと現地調査をしました。貸付人は、離農されており、中間管理機構にお願いされたそうです。問題ないと判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	5番、歌津です。受付番号4番について説明します。2月22日に現地調査、貸付人宅を訪問し確認しました。申請地は、平山で駒宮神社裏側のため池近くの4筆と旧かんぼの宿付近の1筆の計5筆です。貸付人は長いこと農業しておらず、平山在住の方に貸されていましたが、今年から作付けされないといことで、今回、農地中間管理権の設定をされたとのことですので。機構の案件なので何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号5番について担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号5番について説明します。2月25日に現地確認調査を行いました。申請地は、JA東郷機械センターを通り、高速道路の脇の道路を進み、福祉作業所から市道を150m行った左に位

平 方	置します。現況は、令和7年度の作付け作業がされていまして、中間管理権の設定ですので何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号6番について担当委員より報告願います。
谷 口	15番、谷口です。受付番号6番について説明します。2月26日に貸付者に電話確認し、現地調査をしました。申請地は、細田地区内の上方木ノ下で下方公民館より市道を南郷方面に300m行き、瓜倉橋を渡ってから右折し、300m行った左手4筆です。貸付者は、離農です。中間管理権の設定で特に問題はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
杉 本	10番、杉本委員です。受付番号7番について説明します。2月23日に借受予定者立会いのもと現地確認しました。申請地は萩之嶺西寺地区で、西寺研修センターより酒谷方面へ300mほど進み、三差路を右に400m下ると水田地帯が広がっています。その道路から南側の方向へ5枚目の水田です。現在も借受予定者が耕作されており特に問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号8番について説明します。2月24日に現地確認しました。貸付人は、南郷在住の方で電話確認しました。以前から耕作されていましたが、今回、中間管理権を設定されるということで、何も問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、受付番号9番について担当委員より報告願います。
谷 元	1番、谷元です。受付番号9番について説明します。2月26日に現地確認しました。貸付者、借受予定者は、従来利用権設定されていた農地で、今回更新に基づく案件で、中間管理権の設定です。申請地は、日南高岡線沿いのJRの踏切を過ぎた材木会社の先を右折して、谷之城の方に向かい、高速道路の高架をくぐった右側です。妥当と判断しましたので、ご審議方よろしくお願いいたします。

10:50	議 長	続きまして、受付番号10番について、担当委員より報告願います。
	田 中	18番、田中です。受付番号10番について説明します。申請地は、潟上小学校付近の潟上下地区で、潟上小学校東側の浄水場の西側にある田んぼです。2筆になっていますが、現況は1枚になっています。貸付者、借受予定者には、2月23日に確認しました。更新による中間管理権の設定で特に問題ないと思います。ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号11番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号11番について説明します。2月25日に現地確認をし、貸付者には電話で確認しました。申請地は、潟上小学校手前の脇本地区50haの水田地帯の真ん中に位置します。中間管理権の設定で、特に問題ないと思います。ご審議方よろしく願います。
	議 長	ただ今、各担当委員からの報告について質疑はありませんか。
	徳 井	9番、徳井です。確認なのですが、受付番号7番については、貸付者と借受予定者が同じですが、白紙委任をされているのでしょうか。
	事務局	中間管理権の設定については、借受予定者が決まってないと公社は預からないことになっています。
	議 長	他に質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	ないようですので、議案第4号に同意される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第4号は、同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第5号、非農地証明願について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。

杉 本	10番、杉本です。受付番号1番について説明します。2月23日に現地確認と聞き取り調査をしました。申請地は、萩之嶺東下中地区でガソリンスタンドから大窪方面へ300mのところに建設会社の作業倉庫があります。その裏山に位置し、直線距離で100mのところにあります。30年ほど前に杉が伐採され、そのままの状態であられ地になっており、該当事項4の10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として管理することは困難な土地と判断しました。ご審議よろしく願います。
議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
谷 元	1番、谷元です。受付番号2番について説明します。本案件については、1月31日の総会時に農地法第3条の許可申請、受付番号7番のうち、取り下げした1筆です。現地確認の折に農地再生不能ということで、譲渡人に意見をした案件です。今回非農地として証明するものです。申請地は林地でありまして、農地の様相は呈しておりません。申請地は、JR北郷駅を過ぎたところの分かれ道があり、右側の道路を進むとすぐに森林管理署が右側にあります。その先に木材会社の事務所があり、その付近で、急傾斜地になっています。この付近は、全て林地帯です。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	それでは、ないようですので、議案5号について証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第5号について承認することに決定しました。
議 長	次に、議案第6号、非農地判断について、113件の審議をお願いします。それでは、整理番号1番について担当委員より報告願います。
稲 山	17番、稲山です。整理番号1番について説明します。2月21日、地元の方立会いのもと現地調査を行いました。申請地は、板敷寺の尾地区で、板敷研修センターより西へ300m行き、左の農道を400m行った農道に面したところです。地目は田になっていますが、現況は孟宗竹とガラ竹に覆われ、原野化が著しく、農地として復元することは極めて困難です。10

稲 山	年以上耕作放棄されており、非農地として判断しました。よろしくお願いします。
議 長	続きまして、整理番号2番、3番について担当委員より報告願います。
山 本	12番、山本です。整理番号2番、3番を説明します。昨年6月に現地調査を調査員の二人としています。申請地は、後河内公民館から山手の方へ1kmほど行った山奥です。2件とも雑木林となっていました。以上です。ご審議方よろしくお願いします。
議 長	続きまして、整理番号4番から10番について担当委員より報告願います。
南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。整理番号4番から10番について説明します。2月22日、吾田地区推進委員の山元氏と調査をしました。受付番号4番、5番は下隈谷地区になります。山王方面に1kmほど行った左奥と右奥になります。整理番号6番は、中隈谷地区で県道436号線、日南方面から南下し、酒蔵会社を過ぎて右折し、900m行って、右折した左側になります。現況は、竹林になっています。 整理番号7番、8番も中隈谷地区で、酒造会社を過ぎて、右折し、400m行った右側になります。現況は、竹林になっています。 整理番号9番、10番は、上隈谷地区で上隈谷公民館から酒谷方面へ300mほど行った左側になります。現況は、竹で覆われています。整理番号4番から10番まで全て非農地判断基準に該当しました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続きまして、整理番号11番から13番について担当委員より報告願います。
作 本	8番、作本です。整理番号11番から13番について隣接地なので一緒に説明します。2月22日現地確認しました。11番は、下塚田と上塚田の境の墓地の東側の土地で、細田地区の農地パトロールでも確認しています。この土地は造園業の方が以前育成のため使用されていて、そのまま放置され大木化し森のようになっています。現在は、直径30cmほどの雑木が生い茂っています。非農地判断基準に該当します。水田地帯の端に位置しますが、周囲の農地よりも一段高くなっており、市道、農道、水路で分断されていますので、周囲への影響は少ないと思います。農地への復旧は、大型重機で伐採開墾が必要で費用等を考えた場合、困難と思われます。 12番、13番は、上塚田地区の墓地から200m行ったところの市道の左側に川がありますが、対岸に位置し、道も橋も

作 本	ありません。現況は、竹と雑木に覆われおり、非農地判断基準に該当します。周囲も竹と雑木に覆われており、影響を与える農地はありません。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	続きまして、整理番号 14 番から 16 番について担当委員より報告願います。
徳 井	9 番、徳井です。整理番号 14 番から 16 番について説明します。場所は、道を挟んだ 3 筆になりますので、一緒に説明します。倉迫地区に射撃場がありますが、その手前に位置します。非農地判断基準に該当すると思います。
議 長	続きまして、整理番号 17 番から 22 番について担当委員より報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。整理番号 17 番から 22 番について説明します。11 月 22 日に実施しました農地利用状況調査の結果を踏まえたものであります。17 番、18 番については、県道日南高岡線沿いに墓地がありますが、その手前の 2 筆で、湿地で雑木が繁茂しており、何ら農地に影響を与えるものではありません。 19 番から 21 番については、山仮屋地区で山仮屋オレンジ組合のみかん団地がありましたが、その手前に当該地があります。雑木林化しており、周囲に農地がなく影響はありません。 22 番については、当該地は、宿野のバス停から山手に上がって行ったところで、周囲は全て山林化しており、影響はないと思います。いずれも森林の様相を呈しておりますので、農地としての復元は困難だと判断しました。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	続きまして、整理番号 23 番から 31 番、33 番から 37 番について担当委員より報告願います。
平 部	14 番、平部です。整理番号 23 番から 31 番、33 番から 37 番について説明します。2 月 26 日、27 日に調査いたしました。整理番号 23 番、24 番は、津屋野下地区、25 番から 31 番、33 番から 37 番は、津屋野上地区になります。いずれも雑木、竹等が生い茂り、傾斜もあり、農地として使用することは困難な土地と思われます。非農地判断基準に該当すると判断しました。以上の調査結果となりました。
議 長	続きまして、整理番号 38 番から 46 番について担当委員より報告願います。
山口（雄）	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。整理番号 38 番から 46 番について説明します。いずれも谷之口周辺の田畑

		です。1月20日、相談員と現地を確認しました。いずれも雑木が生い茂り、再生不能と判断しました。非農地判断は、妥当と判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長		続きまして、整理番号47番から49番について担当委員より報告願います。
平 部		14番、平部です。整理番号47番から49番について説明します。2月27日調査しました。申請地は、上中村の神社近くで、雑木、竹等が生い茂り、傾斜もあり農地として使用するのが困難な土地と思われます。非農地判断基準に該当すると思います。
議 長		続きまして、整理番号50番について担当委員より報告願います。
池 田		16番、池田です。整理番号50番について説明します。2月24日に現地調査を行いました。申請地は、南郷小学校そばのJRの踏切から線路沿いを東に300m行ったところで、南郷団地の下です。十数年にわたり耕作されておらず、周囲を含めて山林原野化しており、農地として利用することは困難であると非農地として判断しました。ご審議方よろしくお願いします。
議 長		続きまして、整理番号51番から57番について担当委員より報告願います。
加 藤		南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。整理番号51番から57番について説明します。2月25日に現地調査をしました。申請地は、潟上小学校手前に脇本地区がありますが、地区内にあるたばこ小売店から500m脇に入りまして、200m山手に上ったところです。いずれも雑木、竹で覆われて、農地に復及することは困難と思われました。
議 長		続きまして、整理番号58番から102番について担当委員より報告願います。
田 中		18番、田中です。整理番号58番から102番について説明します。2月22日、23日の2日間で現地確認しました。申請地は、潟上上地区で潟上小学校から7kmから10kmの間のある笹ノ久保集落と大牟礼集落にまたがっております。竹、雑木が繁茂し、山林原野化しており、畑に復元することは困難と判断しました。以上、ご審議ください。
議 長		続きまして、整理番号103番から107番について担当委員より報告願います。

11:14	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。整理番号103番から107番について説明します。2月25日に現地調査をしました。申請地は、国道448号線を都井岬方面に行きますと贅波地区がありますが、その元みかん団地で、ほとんどの方が、現在マンゴー栽培にかえられまして、みかん団地がなくなっております。地元の方に聞くと現在は4戸がみかんを作っておられるとのことでした。草に覆われ竹が走っており、農地に復元するのは困難と思いました。地元の方は、みかん山は、誰もしないと話されました。
	議 長	続きまして、整理番号108番から112番について担当委員より報告願います。
	倉 元	南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。整理番号108番から112番について説明します。2月22日に所有者に連絡して調査をしました。所有者と一緒に行かないとわからないような場所で、将来的にも農地として使用するのは困難で、非農地として判断することは問題ないと思います。ご審議方よろしく願います。
	議 長	続きまして、整理番号113番、114番について担当委員より報告願います。
	山口(雄)	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。整理番号113番、114番について説明します。いずれも雑木が生い茂り、再生不能と判断しました。ご審議のほどよろしく願います。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号について、承認することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第6号は承認することに決定しました。
	議 長	次に議案第7号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、14件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。

	稲 山	17番、稲山です。受付番号1番について説明します。2月10日、農林振興局、農政課の職員、農業委員会事務局職員と現地確認を行いました。申請地は、板敷飛ヶ峰地区で振徳高校より200m手前交差点を東へ500m入った山の下で、里道より50m入ったところです。申請地に行くには、普段は雑草が人の高さ以上にあり、行くことができませんが、今回は、草が刈ってあり、どうにか行くことができました。地目は畑で4筆あり、50㎡ほどの平坦なところに直径10cmから15cm程のクヌギが植林されていました。周囲は、ガラ竹、雑木、杉等に阻まれ、陽の当たらないところです。相続により取得され、今後は山林として管理されるということです。ご審議方よりしくをお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について担当委員より報告願います。
	三 賢	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号2番、3番について説明します。農林振興局職員、農政課職員、農業委員会事務局職員と現地調査をしました。2番は、広域農道の永吉交差点から北郷の方へ2.5km登っていくと尾根伝いに吉野方永吉集落に抜ける市道を500mほどいったところの山林で、右側は吉野方、左側は板敷になるところです。両方とも急斜面の段々畑の跡で、周辺一帯は山林化、荒廃化しており農振除外は妥当と思います。 受付番号3番の申請地は、飢肥駅から国道を酒谷方面へ3kmほど行った広域農道の交差点から広域農道を吉野方方面へ300m行き、左に800m行ったところの畑地帯の一角になります。以前は、地頭鶏の生産で鶏舎が建っていたところで、現在は更地になっており、所有者は高齢で、後継者はいないため、杉を植林したいということです。シラス台地で農業をするにはいいところですが、周り一帯が荒廃化、山林化しており、農業をされる方がいないので、植林は仕方ないと思います。以上です。よろしくお願いします。
	議 長	続きまして、受付番号4番について担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号4番について説明します。2月7日、南那珂農林振興局、農政課職員、農業委員会職員立会いのもと現地調査をしました。申請地は、殿所中河原下、東郷橋から星倉方面へ100m走ると市道と農道の間に6棟のビニールハウスがあります。現在は、スイートピーハウスで、地目は田んぼで白地です。申請地は2筆で、うち1筆は、貸借です。貸付人には、白地から青地になることで地価等に影響することもありますので、事務局に説明をお願いし、地権者の意思確認し、私も2月26日に地権

平 方	者に会い、除外要件、編入要件について再度説明しました。事業計画者は、補助事業活用のため、編入を希望しています。今後も施設果樹としての利用が見込まれ、優良農地として確保されると判断しました。編入は妥当と思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号5番について担当委員より報告願います。
杉 本	10番、杉本です。受付番号5番について説明します。2月25日に地権者が県外のため、農政課職員と現地確認しました。申請地は、萩之嶺西寺地区で西寺研修センターより酒谷方面へ400m行った左側にあります。土地家屋調査士から建物の敷地内に農用地が入っているとの指摘があり現地を確認したところ1筆が家の裏のコンクリート壁との間で農用地となっていました。もう1筆は、道路上で雑木が生えており物置小屋が一部かかっておりました。申請地は、農用地の周辺部に位置しており、すでに宅地の一部になっています。土地家屋調査士の現地確認の結果、字図のずれによるものとし、適正に管理するための除外申請で、妥当と判断しました。
議 長	続きまして、受付番号6番、7番について担当委員より報告願います。
作 本	8番、作本です。受付番号6番、7番とも南那珂農林振興局職員と現地調査をしました。受付番号6番について、細田上塚田で、上塚田公民館から200mのところに位置しています。現況は、山林で周囲も山林です。後継者もなく、鳥獣被害等があり、周辺に農用地もなく除外は妥当だと思います。 受付番号7番の所在地は、飢肥の楠原となっていますが、細田の上塚田の広域農道と市道54号線の交差点から広域農道を飢肥方面に500m行ったところの両サイドに位置しています。柑橘が、きれいに植栽されていました。周囲も柑橘が植栽されており、2世代で管理されています。編入要件に該当します。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	続きまして、受付番号8番について担当委員より報告願います。
酒 井	13番、酒井です。受付番号8番について説明します。中山間直接支払制度事業に取り組むことでの編入にあたって、2月12日、農政課職員と南那珂農林振興局、農業委員会事務局職員に同行し、事業計画者立会いのもと現地調査を行いました。農用地への編入場所は、大窪小から串間方面へ100m進み、左折して、柑橘園を1.5kmほど登ったところでは、登記地目

	酒 井 議 長	は山林ですが、杉は伐採され、伐根も済み3月までには、グレープフルーツを植栽する予定だそうです。周囲も柑橘園で編入に問題ないと思われます。以上です。 続きまして、受付番号9番から11番について担当委員より報告願います。
	井上（英）	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号9番について説明します。2月12日、農振除外要望地の確認を行いました。要望地は、大窪茶円公民館から串間方面に約300m行き、左に曲がり200m行ったところですが、現況は、山林で、すでに伐採され、植林されて数年経っているところもありました。要望地は山間部で農用地区域の端に位置しており、周辺農地に支障がある場所ではありません。除外に問題ないと思われます。 続いて受付番号10番、11番についてまとめて説明します。2月12日、各編入要望地の確認を行いました。受付番号10番の要望地は、大窪茶円公民館から串間方面に約300m行き、左に曲がり、約400m行ったところですが、約7年前に開墾され、柑橘生産をしております。11番の要望地は、茶円公民館から西に約600m行った場所にあります。地権者が事業継承前から柑橘生産をしていました。10番、11番ともに適切な管理を行っており、特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願いします。
	議 長 山口（雄）	続きまして、受付番号13番から15番について担当委員より報告願います。 南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。受付番号13番から15番について説明します。いずれも担当職員の方々と現地確認を行いました。まず、受付番号13番について説明します。榎原から津屋野方面に向かう道の山手の方に位置します。面積が36㎡で隣接果樹園の土手の脇で、雑木を生えており、除外は妥当と判断しました。 続きまして、受付番号14番については、13番の近くなのですが、榎原下講から津屋野にあがる途中にある建設会社裏にある田になります。既存施設拡張用地として除外の申請です。 続きまして、受付番号15番を説明します。谷之口の集落の一角にある農地です。草刈り等も管理されており、編入は妥当と判断しましたので、審議のほどよろしくお願いします。
	議 長 全委員	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。 ありません。

11:55	議 長 全委員 議 長	では、議案第7号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について同意される方の挙手をお願いします。 挙手 全員賛成ですので、議案第7号は、原案どおり同意とし、農政課にその旨回答します。 議事が終わりましたので、その他に移ります。事務局説明をお願いします。 《報告事項》 以上で総会の全てを終了します。
-------	---------------------------	---

第9回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

酒井 淳子 

池田秀政 